

報告事項 10 令和 5 年度福岡県看護協会代議員選挙の方法について

公益社団法人福岡県看護協会（以下「本会」という。）は、令和 4 年度通常総会において定款を変更し、令和 6 年度から、総会において本会の地区支部ごとに選出される代議員（以下「代議員」という。）による議決を行う「代議員制」を導入します。

このため、令和 5 年度に代議員の選挙を下記のとおり実施いたします。

記

1 公示日について

令和 5 年 8 月 31 日(木)

2 選挙区及び代議員定数について

- (1) 代議員の選挙は、地区支部を選挙区に行います。
- (2) 代議員の定数は、180 名以上 220 名以内ですが、今回の選挙では 220 名選出します。
- (3) 各選挙区の代議員数は、令和 4 年 12 月 31 日時点の各選挙区の正会員数を総正会員数で除し、その割合を代議員の定数 220 名に乗じて算出しています。（定款細則第 36 条）
- (4) 代議員は毎年半数ずつ改選するため、初年度（令和 5 年度）の選挙に限り、任期が 1 期 1 年の代議員と 1 期 2 年の代議員を選出することになります。（定款附則第 2 条(令和 4 年 6 月 23 日)）

(単位：人)

選挙区	選挙区名	配分数	1 期 1 年	1 期 2 年	選挙区	選挙区名	配分数	1 期 1 年	1 期 2 年
1	1 地区支部	20	10	10	8	8 地区支部	22	11	11
2	2 地区支部	18	9	9	9	9 地区支部	10	5	5
3	3 地区支部	12	6	6	10	10 地区支部	26	13	13
4	4 地区支部	14	7	7	11	11 地区支部	10	5	5
5	5 地区支部	10	5	5	12	12 地区支部	18	9	9
6	6 地区支部	8	4	4	13	13 地区支部	24	12	12
7	7 地区支部	12	6	6	14	14 地区支部	16	8	8

※機関紙「よかナース 140 号(2 月末日発行)」にて公表済み。

3 選挙人について

- (1) 令和 5 年 8 月 31 日現在の正会員とします。（定款細則第 37 条）
- (2) 代議員選挙は、理事又は理事会から独立して行われるため、役員は選挙人になることはできません。（定款第 11 条第 7 項）

4 被選挙人について

- (1) 令和 5 年 8 月 31 日現在の正会員とします。（定款細則第 37 条）
- (2) 次の正会員は、代議員の候補者になることができません。（代議員選任規程第 4 条第 3 項及び第 5 条第 1 項）
 - ① 代議員の任期中に正会員でなくなる見込みがある正会員
 - ② 選挙管理委員である正会員
 - ③ 本会の役員及び推薦委員並びにその候補者である正会員

5 代議員の候補者の推薦について

- (1) 各地区支部で定める方法により、当該選挙区の正会員の中から、当該選挙区への配分数と同数の代議員の候補者を選挙管理委員会に推薦します。
- (2) この場合において、地区支部長は、当該選挙区の正会員に対して広く推薦希望を募ることができます。広報の方法は、本会の機関紙「よかナース」及びホームページ上で行います。(代議員選任規程第4条第5項)
- (3) ただし、令和5年度の推薦希望の募集については、直近の機関紙「よかナース 141号(5月末日号)」が発行済みであることから、各施設会員代表者及び個人会員に対して、令和5年6月末頃に事務局から文書にてお知らせします。

6 代議員への立候補について

- (1) 代議員に立候補する正会員は、当該選挙区の正会員5名以上の推薦を得て、立候補届を選挙管理委員会に提出します。
- (2) 立候補の期間は、代議員選挙の公示日から約1か月です。(代議員選任規程第5条第2項)

7 代議員選挙の方法について

- (1) 代議員の候補者数が代議員の配分数と同数である選挙区については、候補者すべてを当選人とします。
(定款細則第41条「無投票当選」)
- (2) 代議員の候補者数が代議員の配分数よりも多い選挙区については、「郵便投票」を行います。
この場合、令和5年11月末日に候補者を本会の機関紙又はホームページで発表した後、当該地区支部の施設会員代表者及び個人会員に対し、投票用紙を郵送します。
- (3) 開票は、令和6年1月頃に選挙管理委員会が行い、当選人を決定した上で、本会のホームページで選挙結果を発表します。また、当選人には、当選決定通知を郵送します。